

広島県告示第百六十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第百二十七号）第五号の要件を満たす応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 期 間
医療法人社団緑誠会 光の丘病院	福山市駅家町向永谷三〇二番地	平成二十二年二月一九日から 平成二十三年三月三十一日まで